



議会報告

昭和四十五年門川町議会
第一回定期例会が去る三月十
二日招集され、会期を三月
二十日までの九日間と決定
したあと、町長提出議案等
二十議案について審議され
ましたが、いづれも原案ど
おり可決決定されました。
以下その概要について御
報告いたします。

★議案第九号門川町の非常
勤の特別職の職員の報酬
等に関する条例の一部を
改正する条例について

※門川町は昨年四月一日よ
り住民の行政需要に応え
ると共に末端行政の簡素化
をはかることを目的として
「行政連絡員」制度を設け
末端行政の実を挙げて参つ
たのであります。

このことについて議会に
おいては総務財政委員会に
付託して審議し、「現在にお
ける行政連絡員の職務の内
容及び将来益々増加するで
あるう末端行政事務を遂行
するためには財政事情等検
討して善処されるべきであ
ります。」との委員長報告が可
決されていましたのであります。

一方執行部においても末
端行政機構審議会に諮問し
て審議して頂き、その答申
条項が提出され、報酬の額
の改定が行はれると共に名
称についても「地区会長」
に改められることになりました
のであります。

★議案第十号門川町総合計
算沿いの一部について第一
回定期例会が去る三月十
二日招集され、会期を三月
二十日までの九日間と決定
したあと、町長提出議案等
二十議案について審議され
ましたが、いづれも原案ど
おり可決決定されました。
以下その概要について御
報告いたします。

画審議会条例について
※さきに地方自治法の一部
改正が行はれましたが、
これによると、市町村はそ
の地域における総合的かつ
計画的な行政の運営を図る
ための基本構想を定め、議
会の議決を受けて計画に即
した地方行政を行うことに
おなります。

第一回定期例会が去る三月十
二日招集され、会期を三月
二十日までの九日間と決定
したあと、町長提出議案等
二十議案について審議され
ましたが、いづれも原案ど
おり可決決定されました。
以下その概要について御
報告いたします。

★議案第九号門川町の非常
勤の特別職の職員の報酬
等に関する条例の一部を
改正する条例について

※門川町は昨年四月一日よ
り住民の行政需要に応え
ると共に末端行政の簡素化
をはかることを目的として
「行政連絡員」制度を設け
末端行政の実を挙げて参つ
たのであります。

このことについて議会に
おいては総務財政委員会に
付託して審議し、「現在にお
ける行政連絡員の職務の内
容及び将来益々増加するで
あるう末端行政事務を遂行
するためには財政事情等検
討して善処されるべきであ
ります。」との委員長報告が可
決されていましたのであります。

★議案第十号門川町総合計
算沿いの一部について第一
回定期例会が去る三月十
二日招集され、会期を三月
二十日までの九日間と決定
したあと、町長提出議案等
二十議案について審議され
ましたが、いづれも原案ど
おり可決決定されました。
以下その概要について御
報告いたします。

工区から第四工区に分けて
回県営住宅東側を第五工区
として埋立整地工事を施工
するためこの契約議案が上
げられております。

契約議案の内容は次のと
おりであります。

一、契約の目的
中須土地区画整理事業埋
立整地工事

二、契約の方法
指名競争入札による契約

三、契約内容
埋立整地工事第五工区(一
一、八三九平方米、六、
七三三立方米)

四、契約の金額
壟百七拾壹万六十円也
五、完成期日
昭和四十五年三月三十日
吉永組

才出それぞれ四億三千七百
五十万四千円となつたので
あります。

び漁協センタービル建設にかか
る助成四百万円ほか農林水
産業費の各種負担金、補助
金等が主なものであります。

今回の最終補正について
一般会計の予算規模は才入
おおむね十ヶ年」と基本計
画(期間はおおむね五ヶ年)と
と実施計画(期間はおおむ
ね三ヶ年)の三段階から成
るものであります。

この計画は門川町が向う
べき将来の方向、ビジョンを
樹立し、このビジョンを
達成するための主要な施策
と実施のスケジュールを明
らかにするものであります
計画は基本構想(期間は
おおむね十ヶ年)と基本計
画(期間はおおむね五ヶ年)と
と実施計画(期間はおおむ
ね三ヶ年)の三段階から成
るものであります。

審議会の委員は町内の各
種機関の代表者及び学識の
経験を有する者十五名以内を
選ばれていたのであります
このことについて議会に
おいては総務財政委員会に
付託して審議し、「現在にお
ける行政連絡員の職務の内
容及び将来益々増加するで
あるう末端行政事務を遂行
するためには財政事情等検
討して善処されるべきであ
ります。」との委員長報告が可
決されていましたのであります。

★議案第十一号農業共済目
的別の事務費賦課額につ
いて

補正の内容は才入におい
て繰越金四万八千円と才出
おりあります。

び地方債等の補正が主なも
のであります。

この計画は門川町が向う
べき将来の方向、ビジョンを
樹立し、このビジョンを
達成するための主要な施策
と実施のスケジュールを明
らかにするものであります
計画は基本構想(期間は
おおむね十ヶ年)と基本計
画(期間はおおむね五ヶ年)と
と実施計画(期間はおおむ
ね三ヶ年)の三段階から成
るものであります。

この計画は門川町が向う
べき将来の方向、ビジョンを
樹立し、このビジョンを
達成するための主要な施策
と実施のスケジュールを明
らかにするものであります
計画は基本構想(期間は
おおむね十ヶ年)と基本計
画(期間はおおむね五ヶ年)と
と実施計画(期間はおおむ
ね三ヶ年)の三段階から成
るものであります。

このことについて議会に
おいては総務財政委員会に
付託して審議し、「現在にお
ける行政連絡員の職務の内
容及び将来益々増加するで
あるう末端行政事務を遂行
するためには財政事情等検
討して善処されるべきであ
ります。」との委員長報告が可
決されていましたのであります。

★議案第十二号中須土地区
画整理事業埋立整地工事
請負契約について

補正の内容は才入におい
て繰越金四万八千円と才出
おりあります。

び地方債等の補正が主なも
のであります。

この計画は門川町が向う
べき将来の方向、ビジョンを
樹立し、このビジョンを
達成するための主要な施策
と実施のスケジュールを明
らかにするものであります
計画は基本構想(期間は
おおむね十ヶ年)と基本計
画(期間はおおむね五ヶ年)と
と実施計画(期間はおおむ
ね三ヶ年)の三段階から成
るものであります。

この計画は門川町が向う
べき将来の方向、ビジョンを
樹立し、このビジョンを
達成するための主要な施策
と実施のスケジュールを明
らかにするものであります
計画は基本構想(期間は
おおむね十ヶ年)と基本計
画(期間はおおむね五ヶ年)と
と実施計画(期間はおおむ
ね三ヶ年)の三段階から成
るものであります。

このことについて議会に
おいては総務財政委員会に
付託して審議し、「現在にお
ける行政連絡員の職務の内
容及び将来益々増加するで
あるう末端行政事務を遂行
するためには財政事情等検
討して善処されるべきであ
ります。」との委員長報告が可
決されていましたのであります。

★議案第十三号中須土地区
画整理事業埋立整地工事
請負契約の一部変更について

補正の内容は才入におい
て繰越金四万八千円と才出
おりあります。

び地方債等の補正が主なも
のであります。

この計画は門川町が向う
べき将来の方向、ビジョンを
樹立し、このビジョンを
達成するための主要な施策
と実施のスケジュールを明
らかにするものであります
計画は基本構想(期間は
おおむね十ヶ年)と基本計
画(期間はおおむね五ヶ年)と
と実施計画(期間はおおむ
ね三ヶ年)の三段階から成
るものであります。

この計画は門川町が向う
べき将来の方向、ビジョンを
樹立し、このビジョンを
達成するための主要な施策
と実施のスケジュールを明
らかにするものであります
計画は基本構想(期間は
おおむね十ヶ年)と基本計
画(期間はおおむね五ヶ年)と
と実施計画(期間はおおむ
ね三ヶ年)の三段階から成
るものであります。

このことについて議会に
おいては総務財政委員会に
付託して審議し、「現在にお
ける行政連絡員の職務の内
容及び将来益々増加するで
あるう末端行政事務を遂行
するためには財政事情等検
討して善処されるべきであ
ります。」との委員長報告が可
決されていましたのであります。

★議案第十四号昭和四十四
年度門川町一般会計補正
予算(第五号)について

補正の内容は才入におい
て繰越金四万八千円と才出
おりあります。

び地方債等の補正が主なも
のであります。

この計画は門川町が向う
べき将来の方向、ビジョンを
樹立し、このビジョンを
達成するための主要な施策
と実施のスケジュールを明
らかにするものであります
計画は基本構想(期間は
おおむね十ヶ年)と基本計
画(期間はおおむね五ヶ年)と
と実施計画(期間はおおむ
ね三ヶ年)の三段階から成
るものであります。

この計画は門川町が向う
べき将来の方向、ビジョンを
樹立し、このビジョンを
達成するための主要な施策
と実施のスケジュールを明
らかにするものであります
計画は基本構想(期間は
おおむね十ヶ年)と基本計
画(期間はおおむね五ヶ年)と
と実施計画(期間はおおむ
ね三ヶ年)の三段階から成
るものであります。

このことについて議会に
おいては総務財政委員会に
付託して審議し、「現在にお
ける行政連絡員の職務の内
容及び将来益々増加するで
あるう末端行政事務を遂行
するためには財政事情等検
討して善処されるべきであ
ります。」との委員長報告が可
決されていましたのであります。

★議案第十五号昭和四十四
年度門川町農業共済事業
特別会計補正予算(第二号)
について

補正の内容は才入におい
て繰越金四万八千円と才出
おりあります。

び地方債等の補正が主なも
のであります。

この計画は門川町が向う
べき将来の方向、ビジョンを
樹立し、このビジョンを
達成するための主要な施策
と実施のスケジュールを明
らかにするものであります
計画は基本構想(期間は
おおむね十ヶ年)と基本計
画(期間はおおむね五ヶ年)と
と実施計画(期間はおおむ
ね三ヶ年)の三段階から成
るものであります。

この計画は門川町が向う
べき将来の方向、ビジョンを
樹立し、このビジョンを
達成するための主要な施策
と実施のスケジュールを明
らかにするものであります
計画は基本構想(期間は
おおむね十ヶ年)と基本計
画(期間はおおむね五ヶ年)と
と実施計画(期間はおおむ
ね三ヶ年)の三段階から成
るものであります。

このことについて議会に
おいては総務財政委員会に
付託して審議し、「現在にお
ける行政連絡員の職務の内
容及び将来益々増加するで
あるう末端行政事務を遂行
するためには財政事情等検
討して善処されるべきであ
ります。」との委員長報告が可
決されていましたのであります。

★議案第十六号昭和四十四
年度門川町農業共済事業
特別会計補正予算(第二号)
について

補正の内容は才入におい
て繰越金四万八千円と才出
おりあります。

び地方債等の補正が主なも
のであります。

この計画は門川町が向う
べき将来の方向、ビジョンを
樹立し、このビジョンを
達成するための主要な施策
と実施のスケジュールを明
らかにするものであります
計画は基本構想(期間は
おおむね十ヶ年)と基本計
画(期間はおおむね五ヶ年)と
と実施計画(期間はおおむ
ね三ヶ年)の三段階から成
るものであります。

この計画は門川町が向う
べき将来の方向、ビジョンを
樹立し、このビジョンを
達成するための主要な施策
と実施のスケジュールを明
らかにするものであります
計画は基本構想(期間は
おおむね十ヶ年)と基本計
画(期間はおおむね五ヶ年)と
と実施計画(期間はおおむ
ね三ヶ年)の三段階から成
るものであります。

このことについて議会に
おいては総務財政委員会に
付託して審議し、「現在にお
ける行政連絡員の職務の内
容及び将来益々増加するで
あるう末端行政事務を遂行
するためには財政事情等検
討して善処されるべきであ
ります。」との委員長報告が可
決されていましたのであります。

★議案第十七号昭和四十四
年度門川町中須土地区
画整理事業埋立整地工事
請負契約について

補正の内容は才入におい
て繰越金四万八千円と才出
おりあります。

び地方債等の補正が主なも
のであります。

この計画は門川町が向う
べき将来の方向、ビジョンを
樹立し、このビジョンを
達成するための主要な施策
と実施のスケジュールを明
らかにするものであります
計画は基本構想(期間は
おおむね十ヶ年)と基本計
画(期間はおおむね五ヶ年)と
と実施計画(期間はおおむ
ね三ヶ年)の三段階から成
るものであります。

この計画は門川町が向う
べき将来の方向、ビジョンを
樹立し、このビジョンを
達成するための主要な施策
と実施のスケジュールを明
らかにするものであります
計画は基本構想(期間は
おおむね十ヶ年)と基本計
画(期間はおおむね五ヶ年)と
と実施計画(期間はおおむ
ね三ヶ年)の三段階から成
るものであります。

このことについて議会に
おいては総務財政委員会に
付託して審議し、「現在にお
ける行政連絡員の職務の内
容及び将来益々増加するで
あるう末端行政事務を遂行
するためには財政事情等検
討して善処されるべきであ
ります。」との委員長報告が可
決されていましたのであります。

★議案第十八号昭和四十四
年度門川町国民健康保険
特別会計(事業勘定)補正
予算(第三号)について

補正の内容は才入におい
て繰越金四万八千円と才出
おりあります。

び地方債等の補正が主なも
のであります。

この計画は門川町が向う
べき将来の方向、ビジョンを
樹立し、このビジョンを
達成するための主要な施策
と実施のスケジュールを明
らかにするものであります
計画は基本構想(期間は
おおむね十ヶ年)と基本計
画(期間はおおむね五ヶ年)と
と実施計画(期間はおおむ
ね三ヶ年)の三段階から成
るものであります。

この計画は門川町が向う
べき将来の方向、ビジョンを
樹立し、このビジョンを
達成するための主要な施策
と実施のスケジュールを明
らかにするものであります
計画は基本構想(期間は
おおむね十ヶ年)と基本計
画(期間はおおむね五ヶ年)と
と実施計画(期間はおおむ
ね三ヶ年)の三段階から成
るものであります。

このことについて議会に
おいては総務財政委員会に
付託して審議し、「現在にお
ける行政連絡員の職務の内
容及び将来益々増加するで
あるう末端行政事務を遂行
するためには財政事情等検
討して善処されるべきであ
ります。」との委員長報告が可
決されていましたのであります。

★議案第十九号昭和四十四
年度門川町一般会計補正
予算(第五号)について

補正の内容は才入におい
て繰越金四万八千円と才出
おりあります。

び地方債等の補正が主なも
のであります。

この計画は門川町が向う
べき将来の方向、ビジョンを
樹立し、このビジョンを
達成するための主要な施策
と実施のスケジュールを明
らかにするものであります
計画は基本構想(期間は
おおむね十ヶ年)と基本計
画(期間はおおむね五ヶ年)と
と実施計画(期間はおお

(3) 県庁その他関係機関、民主党体及び学識経験者代表から合併関係の法律及び合併による利害得失について研修を行ない広域行政調査のための知識の修得に努めたこと。
(4) 町内の各種機関、講師の招へいを行ない、意見の聴取会を行ない、その結果住民の間には合併は必然的に到来するであろうとの期待感があることが察知されたこと、以上が調査活動の概要であります。
ところで今回をもつて広域行政調査特別委員会の調査活動についての最後の委員長報告であろうと思はれます。
即ち議会の特別委員会は特定の議案又は事件について調査するため設置されるものであります。議会議員の任期が満了すれば自然消滅することになります。
門川町をとりまく社会経済の変化は目ざましく、後日向、延岡両市の開発と後進市に応じながら本町も益々都市化が進み大きく変貌を遂げて参ることが予想されます。
このような社会経済の情勢に対処する市町村行政は住民の行政需要の増嵩と相まって複雑多岐に亘るものと考えられ、議会活動においても当然広域行政、或は台併問題が論議されるものと思はれます。

で委員会に付託された議案第十九号昭和四十五年度門川町一般会計予算はかねて特別会計予算案に対する各常任委員会の審査結果について各常任委員長から報告がなされその報告に対する質疑のあと討論採決に入り、いづれも原案どおり可決すべきであるとの委員長報告がなされ可決決定をみたのであります。

★例月出納検査について

※昭和四十四年度一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計のうち昭和四十五年四月一日分、十二月一日分と昭和四十五年五月分とに監査委員より検査結果の概要について報告があり、報告どおり了承されたのであります。

★議案第二十六号

門川町住宅使用料徴収条例の一部を改正する条例について

※この条例は昭和四十四年度建設を行ない住民の住宅事情緩和と低家賃住宅の供給に努めて参りましたが、昭和四十四年度から橋ノ口に大規模な住宅団地建設を行なって、本年度分二十戸が完成したのであります。

門川町は毎年公営住宅の建設を行なう住民の住宅事情緩和と低家賃住宅の供給に努めて参りましたが、昭和四十四年度から橋ノ口に大規模な住宅団地建設を行なって、本年度分二十戸が完成したのであります。

（使用料）については、公営住宅法にもとづく算定家賃より低額の一戸当たり三、三〇〇円と決定されたのであります。

★議案第二十七号

門川町林業構造改善事業分担金徴収条例について

※この条例は門川町が、国および県の補助をうけて行なう昭和四十五年度林業構造改善事業に要する費用にあてるため、森林の所有者等利益を受ける者から分担金を徴収するため制定するものであります。

この条例にかかる事業名及び分担金の比率は次のとおりであります。

芹ノ谷林道開設事業二〇〇万円内林道開設事業二〇〇万円

★永年勤続議会議員表彰状伝達について

※議会議員のうち永年勤続し地方自治発展に寄与された次の方々が今回宮崎県町村議會議長会から表彰されましたのでその表彰状の伝達式が行はれました。

十二年勤続議会議員

米 良 次 治
牧 朝 見
木 威 和 夫
以上が第一回定期町議会の審議の概要であります。

門川町長の任期が来る四月二十一日に、町議会議員の任期が五月一日で満了することになり、町長並びに町議会議員の同時選挙が行われることになりました。このことについて門川町選挙管理委員会は去る七日と三月二十四日に委員会を開催し、次のとおり管轄執行と手続き等を定めました。
以下その概要を申し述べます。

※選挙時登録の基準日

今回の選挙で新たに選挙権を有することとなる者の登録資格を決定する基準日のことです。

この基準日は三月二十五日と決定されました。が、令日と決定されましたが、今回登録される者は、年令については昭和二十五年四月二十日までに生れた方であります。

また住所については、昭和四十四年十二月二十五日までに門川町に住所を移されて住民票が作成（又は転入届をした者）された者で、引き続き門川町に住んでいることが要件とされます。

※選挙人名簿登録日

三月二十五日の基準日ににおいて選挙人名簿登録資格を有する者について委員会が登録する日であります。

※総覧期間

自三月二十七日から至三月三十一日までの五日間

選挙時登録が行はれますと、委員会では選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を総覧に供することになりますが、この登録に関りて不服があるときは右の期間内に文書で委員会に異議を申し出ることができます。

※告示

四月十二日（日曜日）

※立候補届出期間

四月十二日・十三日の二日間（午前八時三十分から午後五時まで）

※投票日

四月十九日（日曜日）（午前七時から午後六時まで）

議員選挙を!

(6)選挙権被選挙権のない者の（公民権停止中のものなど）
四、戸別訪問は出来ませんが、街頭やスの中等でたまたま出合ったような場合友人に対し投票依頼をすること又は電話を使用して運動する場合に差し支えありませんが電車で投票依頼することは禁止されています。

五、署名運動の禁止
投票してもらいたいいたり或いは特定候補者に投票させたくないため選挙人に署名運動はできませんので投票依頼することは禁止されています。

六、飲食物の提供禁止
何人といえども又如何なる名義でも原則として投票の意図あるものは禁止させております。

七、金銭の授受
勿論違反になります。

八、その他
選舉運動については、この禁止規定がありますから違反者を出すことのなようお互いに注意されると正しい選挙が執行できますよう皆様のご協力を願いたします。

春の全国交通安全運動

むを得ない用件とはいえない。
※代理投票
字を知らなかつたり、
を書けない人は投票所で
せば係の人が代つて書い
くれます。

※点字投票
盲人の人は、点字によ
て投票ができます。点字を
は投票所に備えつけてあ
ります。

//選挙運動//

一、選挙運動とは
候補者が自分の主義主張
を選挙人に広く訴えて選挙
人に公正なる判断を求める
ための運動のことでありま
す。しかしだからといって
どんな方法でもかまわぬ、
ということではありません。
ではどんな制限があるか
いいますと

二、選挙運動の期間
立候補届出から投票日の
前日（四月十八日）までで
す。

三、選挙運動のできない
事項

- (1)選挙管理事務関係者
- (2)特定公務員（警察官等）
- (3)普通公務員
- (4)教育者
- (5)未成年者

(6) 選挙権被選挙権のない者の（公民権停止中のものなど）

四、戸別訪問は、出来ませんが、街頭やスの中等でたまたま会合したような場合友人に対して票依頼をすること又は電話を使用して運動する場合に差し支えありませんが電話で投票依頼することは禁ずられています。

五、署名運動の禁止
投票してもらいたいいたい者は特定候補者に投票せたくないため選挙人にし署名運動はできません。

六、飲食物の提供禁止
何人といえども又如何なる名義でも原則として投票の意図あるものは禁止させておられます。

七、金銭の授受
勿論違反になります。

八、その他
選挙運動については、くの禁止規定があります。く違反者を出すことのなようお互いに注意され、正しい選挙が執行でますよう皆様のご協力を願いいたします。

本町	川牧	木下	西山	市町	新敷	崎嶋	旭ノ本	旭末	本町	納加	十屋	敷野	井南	南町	中川	中尾	部落
下東	大加	加小	野請	木本	近山	新金	岩	氏名	姫松	水永	大東	吉下	高斯	木請	山田	山田	中
右榮	加草	園	木戸	山丸	地閨	口庄	丸吉	令朝	鈴木	永千	口ア	石ミ	橋み	本小	本夜	省子	子二
屋町	三二	二区	藤	吉	吉	朝市	ナト	ゼ紀	永一	千勝	ササ	ネ守	下しづ	哲	夜千	千子	年
の方々	故堤	故故	故故	故故	故故	故故	カク	仁ワサ	延子	惠子	ノサ	ネ子	子稔	子夫	子夫	子夫	節子
なされ	後藤	後故	後故	後故	後故	後故	茂	仁	二三	勝行	幸	夫	稔	子	子	子	子
には、	妻	妻	妻	妻	妻	妻	シ	年令	延子	東岡	上西	西向	日延	鎌加	上尼	上尼	崎嶋
玉の	美殿	幸殿	美殿	幸殿	美殿	幸殿	シ	七四	東岡	岡	岡	向	市	倉加	納加	納加	屋市
方よ	力殿	殿	力殿	殿	力殿	殿	シ	九〇	五七〇〇	市町	市町	市町	市町	市	市	市	市



出生おめでとう

戶籍

卷之三

卷之三

1

10

1

在現日月 1 月 1 日

世帯数	人口		計
	男	女	
3,697 (3,688)	7,114人 (7,113)	7,893人 (7,907)	15,007人 (15,020)
()内は前月1日現在とする			